3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県大沼郡金山町大字中川字上野原二一五、字前林三七九の一、一〇九六の一から一〇九六の五まで、一〇九六の七、字下居平一五七二の乙、一五七六の一、一五七六の二、一五七六の四、字根岸一〇八二、一〇八三、一〇八五、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八の一、大字大塩字要害五二六五の二五、五二六五の二六、五二六五の二八、五二六五の四二、五二六五の四四、五二六五の四五、五二六五の四七、五二六五の五の六八から五二六五の七〇まで、五二六五の八四から五二六五の九二まで、五二七八、五二七九、字上ノ山一九八一、二〇〇三の二、二〇〇七の一、二〇一二、二〇一三、五二九四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前林一〇九六の一から一〇九六の五まで、一〇九六の七、字下居平一五七二の乙、一五七六の一、一五七六の二、一五七六の四、一五七七、一五七八の一、一五七八の二、一五七八の四、字根岸一〇八二、一〇八三、一〇八五、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八の一、一〇八八の二、一〇八八の四、字要害五二六五の二五、五二六五の二六、五二六五の二八、五二六五の四二、五二六五の四四、五二六五の四五、五二六五の四七、五二六五の五の六八から五二六五の七〇まで、五二六五の八四から五二六五の九二まで、五二七八、五二七九、字上ノ山一九八一、二〇〇三の二、二〇〇七の一、二〇一二、二〇一三、五二九四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町東松瀬字口無谷三の一、六、七の一、八、一二、一三、一六から二九まで、三四、三五の一、字滝谷五、六、八から一二まで、一四、一五の一、一六の一、一七の一、一八、一九、二〇の一、二二の一、二二の二、二三から二七まで、三二から三四まで、字卯通野二、七から九まで、一一、一二、一四から一六まで、一八、二〇、二五、二七、二八、字正木谷一から三まで、四の一、八から一二まで、一五、一六、二一から二六まで、二九、三〇、三二から三四まで、字蛇蝮一、四から七まで、九から一一まで、一四から一七まで、四三の二、四四、四五、四七から五一まで、五二の一、五二の二、五三、五五の一、五五の二、五六の一、五七、五七の二、五八の一、五九、六〇、六三の一、六四、六五の一、六六、六九、七二、字夫婦山一、三の一、三の二、四の一、四の二、五、六の一、六の二、七の一、七の二、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一二の二、一三の一、一三の二、一四の一、一四の二、一七から一九まで、二一、二三の一、二三の二、二五の一、二五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第二百二十六号

水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六四号	奥　知樹	神奈川県	令和八年一月九日	長崎水先区
第二四六七号	満永　政幸	鹿児島県	令和八年一月九日	長崎水先区

○近畿地方整備局告示第三号

大和川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。)第六条第二項の区域を次のように指定する。

その関係図面は国土交通省近畿地方整備局及び同局大和川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

(図面省略)

附　則

河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十四年大阪府告示第九百三十三号に係る土地の区域のうち、法第六条第二項の区域に包含される土地の区域は廃止する。

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域

(図面省略)